

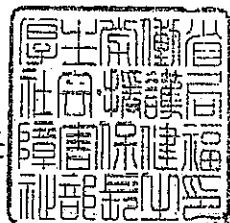


障発第0330007号

平成19年3月30日

都道府県知事
各指定都市市長殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



知的障害児施設等における平成18年10月以降における 障害児施設給付費の取扱いについて

標記については、平成18年10月1日からの障害者自立支援法の実施に伴う児童福祉法の改正により、障害児施設の利用にあたっては、契約制度と措置制度の二制度が併存することとされたところである。

このため、平成18年10月以降、契約とされた利用児童に関する会計処理について、新たに次の点を定めることとし、平成18年10月1日から適用することとしたので、了知の上、貴管内関係機関及び各施設に対し周知徹底を図られたい。

1 対象施設について

対象となる施設は、児童福祉法第24の9に基づく指定を受けた知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設又は指定医療機関（以下「指定知的障害児施設等」という。）。

2 資金の運用について

指定知的障害児施設等に支給される障害児施設給付費は、従来の運営費（措置費）とは異なり、指定施設支援を利用者に提供した対価として障害児施設給付費を得ることとなるので、これを主たる財源とする施設の運営に要する経費などの資金の使



途については、原則として制限を設けない。ただし、指定知的障害児施設等は児童福祉法に規定する施設等であることから、当該指定知的障害児施設等に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることはできない。

- (1) 当該指定知的障害児施設等を経営する社会福祉法人が行う社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業(事業規模が小さく、社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業を除く。)及び収益事業に要する経費
- (2) 当該指定知的障害児施設等を経営する社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費。ただし、欠損金を補填する場合を除く。
- (3) 役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費

3 運用上の留意事項について

(1) 資金の繰入れ

障害児施設給付費を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定知的障害児施設等の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等(公益事業及び収益事業を除く。以下同じ。)へ資金を繰り入れても差し支えない。

なお、当該法人が行う当該指定知的障害児施設等以外の指定知的障害児施設等への資金の繰入については、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えない。

(2) 資金の繰替使用

障害児施設給付費を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。ただし、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。

(3) 役員等の報酬

障害児施設給付費を主たる財源とする法人役員及び評議員の報酬について、その役員報酬が当該社会福祉法人の収支の状況からみてあまりに多額になると、実質的配当とみなされ、国民の信頼と期待を損なうおそれがある。社会福祉法人は、きわめて公共性の高い法人であることから、この様な法人に属する役員等の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものであつてはならない。

4 その他の事項

(1) 適正な会計処理

ア 指定知的障害児施設等の会計は、その施設の経営状況を明らかにするため、適正な会計処理を行うこと。

イ 各会計年度における事業活動収支及び資金収支は、長期的かつ継続的な事業運営の確保に留意しつつ、収入、支出の均衡を図り、当該指定知的障害児施設等の健全な運営に必要な額以上の収支差額を生じないようにすること。

(2) 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」通知との関連

平成18年10月以降の指定知的障害児施設等の運営に当たっては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号3局長連名通知）及びこれに関連する通知は、障害児施設給付費について適用されない。



障障発第0330002号
平成19年3月30日

都道府県
各指定都市障害福祉主管部(局)長殿
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課



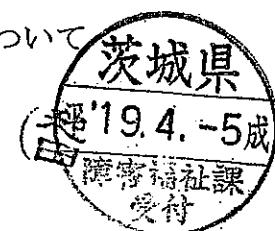
「知的障害児施設等における平成18年10月以降における
障害児施設給付費の取扱いについて」の通知の施行について

標記については、「知的障害児施設等における平成18年10月以降における障害児施設給付費の取扱いについて」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（以下「部長通知」という。）をもって、その取扱いが示されたところであるが、その運用について、以下のとおり取り扱うこととしたので管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図られたい。

問1 部長通知において、障害児施設給付費の資金運用について取扱いが示されたところであるが、障害児施設措置費についてはどのような取扱いとなるのか。

回答 障害児施設措置費については、引き続き「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号）（以下「3局連名通知」という。）に基づき行われることになる。

問2 平成18年度以前の人件費積立金及び施設整備等積立金の取扱いについて



回答 人件費積立金や施設整備等積立金については、措置費制度の中で認めてきたものであり、措置費制度が引き続き存続することから、従前通りの取扱いとする。

問3 平成18年度以降、障害児施設措置費と障害児施設給付費により、障害児施設は、運営されることになるが、各年度末時点において発生した当期末支払資金残高の取扱いについてはどのようになるのか。

回答 平成18年度の当期末支払資金残高の取扱いについては、前年度当期末支払資金残高と当該年度の障害児施設措置費支給額の合計額と障害児施設給付費支給額の比率により分配することとし、分配した後の当期末支払資金残高について、障害児施設措置費相当額は、3局連名通知に基づき取り扱うこととし、障害児施設給付費については、部長通知に基づき取り扱われたい。

なお、平成19年度以降の当期末支払資金残高の分配については、前年度支払資金残高のうち障害児施設措置費相当分と当該年度障害児施設措置費支給額の合計額と前年度当期末支払資金残高のうち障害児施設給付費相当分と当該年度障害児施設給付費支給額の合計額の比率により分配すること。

問4 障害児施設措置費と障害児施設給付費が併存することから、収入別に会計処理をしなければならないか。

回答 必ずしも収入毎に別会計とする必要はない。なお、措置費から同一法人が運営する社会福祉施設等の整備に係る経費として借り入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金等にあてる際の限度額以内となっているかを判断する等、必要に応じ支出の内訳を設けられたい。この場合の支出費目の内訳については、各月初日の措置児童と契約児童の人数比により按分されたい。また、減価償却費については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日障第6号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知2に定める減価償却の整理に基づき取り扱われたい)。

問5 移行時特別積立金を設けていない理由は何故か

回答 措置費の取扱いについては、平成15年度以降一層の弾力運用を図ってきて
いるところであり、移行時特別積立金を設けた平成15年当時とは状況が異な
っていること及び措置費制度が引き続き継続することから、今回移行時特別積
立金は設けないこととしたところである。

なお、積立金の取り崩しについては、3局連名通知3(2)に基づき行われ
ていることとなっており、その主旨を十分理解の上適切に運用されたい。